

病院及び介護老人保健施設の市街化調整区域への立地に関する取扱指針

〔平成 29 年 3 月 6 日 埼玉県都市整備部長決裁〕

病院及び介護老人保健施設の市街化調整区域への立地については、都市計画法第 34 条第 14 号により規定された、「開発区域の周辺における市街化を促進するおそれがなく、かつ、市街化区域内で行うことが困難又は著しく不相当と認めるもの」に該当し、かつ、下記の要件を満たす場合には、開発審査会に付議することができる。

記

I 病院の要件

医療法（昭和 23 年法律第 205 号）第 1 条の 5 第 1 項に規定する病院であって、次の各号のいずれかに該当するもの。

- 1 救急医療を提供する病院であって、患者等の搬送手段の確保のため、当該開発区域周辺の交通基盤等の活用が必要と認められること。
- 2 当該病院の診療科目の特性上、当該病院の入院患者にとって、当該開発区域周辺の優れた療養環境が必要と認められること。
- 3 「埼玉県地域保健医療計画」に定められた一般病床及び療養病床における二次保健医療圏の基準病床数に照らして、病床過剰の医療圏内に設置された病院が、病床不足の医療圏内に移転する場合であること。
- 4 現に存する病院が当該病院の近隣の市街化調整区域にやむを得ず移転する場合であって、次のいずれにも該当する場合であること。
 - (1) 当該開発行為が市町村の効果的な都市運営に向けた都市機能の誘導の観点に照らし、支障がないと認められること。
 - (2) 当該病院が広域に影響を及ぼすような病院ではなく、地域周辺の市街化調整区域における地域医療を現に担っている等、市町村の医療方針等の観点から、当該開発区域に立地を認める理由があること。
 - (3) 当該開発区域が必要な都市基盤が既に整備された区域内に存し、かつ、当該開発行為が周辺との健全な調和の観点に照らし、支障がないと認められること。

※市街化調整区域にやむを得ず移転する場合とは、当該病院の敷地内に建築することが著しく困難であり、当該病院の周辺には立地できる適当な規模の市街化区域内の土地がないことをいう。

Ⅱ 介護老人保健施設の要件

介護保険法（平成９年法律第１２３号）第８条第２５項に規定する介護老人保健施設であって、次の各号のいずれにも該当するもの。

- 1 原則として、当該開発区域の存する老人福祉圏域（「埼玉県高齢者支援計画」に定める圏域をいう。）の要介護高齢者数等から合理的に見込まれる需要に照らして、適当な規模であり、他の老人福祉圏域からの利用を想定した大規模な施設ではないと認められるものであること。
- 2 介護老人保健施設基準（平成１１年厚生省令第４０号）第３０条第１項に規定する協力病院が、当該開発区域の近隣に存すること。